

建設工事と物品の入札参加申し込み

受付期間は
2月1日～26日

村では、平成5年度及び6年度（平成5年4月～7年3月まで）に村が発注する工事と物品の入札・見積り参加業者の受け付けをします。

参加を希望される業者のかたは、次のように申請してください。

【必要書類】

■建設工事（書類は必ずB5ファイルにつづってください）…①建設工事入札参加資格申請書(県の様式に準じる) ②建設業者許可証明書 ③資格証明書の写し ④営業所一覧表 ⑤直前2年の各年度の工事施行金額を記載した書面 ⑥工事経歴書 ⑦使用人数表 ⑧技術者経歴書 ⑨営業用機械器具一覧表 ⑩岩室村の村税の納税証明書ただし、岩室村に本社、支社、営業所がない場合は、法人税か所得税の納税証明書 ⑪経営事項審査申請書の写し（土木事務所へ提出済印のあるもの） ⑫建設業退職金共済組合加入証明書

■物品…①物品入札見積り参加資格審査申請書 ②経歴書 ③法人登記簿謄本写し ④営業所一覧表 ⑤直前1年分の決算書 ⑥岩室村の村税の納税証明書。ただし、岩室村に本社、支社、営業所がない場合は、法人税か所得税の納税証明書 ⑦販売代理店の場合、特約店であることを証する書面

【申請期間・提出先】

2月1日から26日までに、役場総務課財政係（☎82-4111内線201）へ

お知らせ

心身障害者の運賃割引制度について

一昨年12月から心身障害者に対する運賃割引制度が実施されてきましたが、この度、運賃割引の対象・手続きなどが左記のとおり改正されましたのでお知らせします。

- ①割引対象の追加：12月1日より、「時間制貸し切り」についても割引の対象となりました。
- ②割引手続きの簡素化：これまで「利用券」と「身障手帳」「療育手帳」の提示が必要でしたが、平成5年1月1日からは、利用券の提示は不要となりました。

ご案内

重度後遺障害者に対する介護料支給

自動車事故により頭部又は脊髄に損傷を受け、常時介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の皆さんの精神的、肉体的、経済的負担の軽減を図るため、介護料を支給しています。

この制度についての詳しくは、自動車事故対策センター・新潟主管支所（☎025-283-1141）まで

お気軽にご相談ください

申請内容	手数料額
①戸籍の謄抄本	1通 400円 (旧300円)
②除籍の謄抄本	1通 700円 (旧500円)
③戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 300円 (旧200円)
④除籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 400円 (旧300円)
⑤届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書	1通 300円 (旧200円)
⑥上質紙を用いた受理証明書(婚姻・離婚・養子縁組・養子縁組又は認知の届出)	1通 1,300円 (旧1,000円)
⑦届書その他の書類の閲覧	書類1件 300円 (旧200円)

※詳しくは、役場住民福祉課（☎82-4111）までどうぞ。

ご協力をお願いします

一月一日から戸籍謄・抄本等の手数料が改定されました。

先月号でもお知らせしましたが、一月一日より戸籍・除籍等の謄・抄本等の手数料が改定され、一月一日より戸籍・除籍等の謄・抄本等の手数料が改定されました。

1月10日は「110番の日」

警察では、毎年1月10日を「110番の日」とし、110番に対してもっと関心を持っていただいで、より身近に110番を利用していただくことにしています。

「こんなことで」とためらうことなく、事件・事故などがあったとき、見つけたときは「110番」へご連絡を。なお、平成5年2月1日午前10時から、巻警察署の代表電話番号が、72-0111に変更されます。

1月26日は「文化財防火デー」

1月26日は「文化財防火デー」です。この日は、昭和24年に法隆寺金堂が炎上し、国宝の壁画が焼損した日に当たりま

す。毎年この日を中心に、全国各地で文化財の防火演習などが行われます。岩室村では、石瀬種月寺が国の文化財に、また石瀬浄専寺が県の文化財に指定されています。これら文化財周辺の方はもちろん、わたしたちも日ごろから火の元には十分注意しなければなりません。また、文化財を観光で訪れる場合も、禁煙などのルールを守り、歴史的遺産の保護に協力しましょう。文化財を後世に残していくことは、わたしたちみんなの務めなのですから。

にせ税理士にご注意を

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼される方が多くなりますが、その際には正規の税理士かどうかを税理士証票等でよく確かめてください。

納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談は、税理士にしかできません。ところが、確定申告の時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼される方が多いことに便乗して、税理士資格を持たない人が、申告書の作成などをするごときがあります。このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方に迷惑をかける結果になることが多いのでご注意ください。

国民年金は「二十歳」がスタートラインです！

国民年金からお知らせ

新成人を迎えられた皆さん、おめでとうございます。

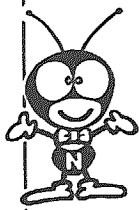
皆さんは、国民年金制度をご存知ですか？国民年金は二十歳からスタートします。二十歳になったばかりの皆さんにとって、「年金」とは遠い将来のことで、実感のない言葉なのかもしれません。しかし、若い皆さんにも老後は必ず訪



れます。また、長い人生では、障害者になったり、働き手が死亡するなどの不幸が起こることもありえます。そんなときの備えとして、国の責任で、国民年金・厚生年金各種共済組合等の公的年金制度を設けています。その中の国民年金は、どなたにも共通する基礎年金を支給する制度です。

平成三年四月から、それまでは加入が任意だった二十歳以上の学生も、国民年金に必ず加入することになりました。したがって、二十歳から六十歳までの方は、全員が国民年金に加入します。

国民年金制度は、若い世代が納めた保険料で、お年寄りの世代の年金をまかなう、「世代と世代の助け合い」によって成り立っています。大人の仲間入りをするにあ



消防水利の除雪にご協力を



冬は暖房器具など火気を使う機会が多くなる季節です。そのため火災が発生しやすくなります。そのうえ、降雪のために消火活動が困難となり、ちょっとした不注意が大惨事につながってしまします。

消防署と消防団では、万が一に備え消防水利（防火水槽や消火栓など）の除雪には万全を期す体制を整えています。が、村内全域をカバーすることは大変むずかしい状態です。

消防水利はみなさんの生命・財産を守る大切な施設です。降雪時にみなさんの近くにある水利が除雪されていないときは、お手数でも除雪にご協力くださるようお願いいたします。

冬期間のごみの出し方について

冬の間、ごみを前夜のうちにだされますと、雪が降った場合、ごみが雪の中に埋れて収集作業が困難になります。そこで、ごみは必ず当日の朝、八時までに出すようご協力をお願いします。

また、粗大ごみの収集については四月まで行いませんので、併せてご協力をお願いします。



精神衛生相談会

○日時
○会場
○講師

自衛官募集

防衛庁では、国を守る若い力（二等陸・海・空士）を募集しています。

■応募資格：日本国籍を有し、採用予定月の一日現在、18歳以上27歳未満の者。

■受付期間：年間を通じて行っています。

■身分：特別職国家公務員

■詳しくは：自衛隊加茂募集事務所（☎0256-521522）又は役場総務課（☎82-4111内線二二五）までどうぞ。